主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人Aの上告趣意(後記)は、事実誤認量刑不当の主張を出でないものであり 刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月七日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官